

医療情報システム安全管理評価業務に係る秘密保持に関する規約

医療情報システム安全管理評価（以下「評価」という。）を申請する事業者及び評価を受けた事業者（以下「甲」という）が、（財）医療情報システム開発センター（以下「乙」という）に開示する情報について、以下の通り取り扱うことを約する。

（秘密情報）

第1条 本規約において秘密情報とは、乙が評価業務を行うにあたり、甲が乙に書面又は口頭その他の方法により開示する技術上、業務上、その他一切の情報をいう。

2 前項の規定にかかわらず、乙が保有する次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報には含まれない。

- 一 秘密保持義務を負うことなくすでに保有している情報
- 二 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- 三 甲から提供を受けた情報に関係なく、独自に収集した情報
- 四 開示を受けたとき公知であった情報
- 五 開示を受けた後、自己の責めに帰し得ない事由により公知となった情報

（秘密情報の開示に関する誠実義務）

第2条 甲が乙に開示する秘密情報には、虚偽がないものとする。

（秘密情報の取扱）

第3条 乙は、秘密情報を善良なる管理者としての注意義務をもって保管・管理する。

2 評価決定に係る審査の一部を、乙が契約する審査員（以下、「審査員」という。）に行わせる場合、乙は審査員に本規約と同等の秘密保持義務を負わせ、これを遵守させる義務を負う。

3 乙は、秘密情報を評価業務のためにのみ利用し、それ以外の目的には利用しない。

4 乙は、甲から提供を受けた紙、FD、CDその他の媒体で秘密情報を記録したもの（以下「秘密情報媒体」という。）を、必要な範囲を超えて複製しない。ただし、法令に基づく場合及び乙を特定することが不可能な状態に加工した上で、ヒアリング等の審査を円滑に行うために必要最小限の範囲で複製する場合を除く。

（評価業務の委託）

第4条 乙は、秘密情報の保管、廃棄又は移送等を委託する場合には、当該委託先との間で本規約と同等の秘密保持義務を負わせ、これを遵守させる義務を負う。

(第三者提供の禁止)

第5条 乙は、甲の書面による同意がある場合を除き、秘密情報を第三者に提供してはならない。ただし次のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- 一 法令に基づく場合
- 二 「医療情報システム安全管理評価制度設置及び運営要領」の規定に基づく場合
- 三 乙が定めた規定に基づく場合（あらかじめ公表しているときに限る。）
- 四 第4条の規定により秘密情報の取扱いの一部を委託する場合

(返還又は廃棄)

第6条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合に甲が返還を求めないときは、乙の定めるところにより、秘密情報媒体を廃棄する。

- 一 甲が評価の評価を敢下げた場合
 - 二 甲が評価の評価打切りの措置を受けた場合
- 2 前項の規定により甲に秘密情報媒体を返還するときは、乙は甲にその費用を請求することができる。

(有効期間)

第7条 本規約は、乙が評価の申請を受理したときから効力を発する。

- 2 本規約の秘密保持義務は、第6条第1項各号のいずれかに該当する事項が発生した後の2年後に消滅する。

(損害賠償等)

第8条 乙の従業者又は委託先が秘密情報を開示するなど本規約の条項に違反した場合、乙は甲の指示を受けて直ちに必要な措置を講ずるとともに、甲にその損害を賠償しなければならない。

- 2 甲が第2条の規定に違反した場合、乙は評価を打切ることができるものとする。この場合、すでに支払いを受けた費用については返還しない。また、乙による損害賠償の請求を妨げない。

(管轄裁判所)

第9条 本規約に関する紛争については、乙の住所を管轄とする地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(規約の改正)

第10条 本規約は、乙の審議を経て改正し、乙のウェブサイトにて改正内容及び施行目を公表する。

2 施行目以後は、甲にも改正後の本規約が適川される。

附則

この規約は、平成21年10月1日から施行し、同年10月1日から適用する。

本規約の改訂は、平成 年 月 日から施行する。